

■ 健全化判断比率・資金不足比率の状況（平成22年度決算）

◎「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。
平成22年度決算に基づく各指標は、いずれも基準を下回っています。

1. 健全化判断比率（⇒地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内 容	対象範囲	判断基準		H21決算 ①	H22決算 ②	増減 ②-①	主な増減理由
			早期健全化基準	財政再生基準				
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する比率 ※財政運営の深刻度を指標化	一般会計等（一般・住宅新築資金貸付事業・園芸作物価格安定事業・鉄道経営助成基金・奥屋内へき地出張診療所）	H21:13.10% H22:13.05%	20%	—	—	0.0%	
連結実質赤字比率	市全体の赤字額（すべての会計の赤字と黒字を合算）の標準財政規模に対する比率 ※財政運営の深刻度を指標化	全会計	H21:18.10% H22:18.05%	30% (注1)	—	—	0.0%	
実質公債費比率 (3カ年平均)	歳出決算額のうち、借入金返済額及びこれに準ずる額の総額の標準財政規模に対する比率 ※資金繰りの危険度を指標化	全会計 一部事務組合	25%	35%	17.4%	17.0%	△0.4%	・地方債の繰上償還の実施 ・合併特例債などの有利債の活用 ・普通交付税、臨時財政対策債の増に伴う標準財政規模の増
将来負担比率	借入金残高や退職手当支給見込額のほか、土地開発公社の負債などに対して、一般会計等が将来負担することが現時点で見込まれている額の総額の標準財政規模に対する比率 ※将来の財政の圧迫度を指標化	全会計 一部事務組合 地方公社 第三セクター等	350%		171.7%	148.6%	△23.1%	・地方債の繰上償還の実施 ・公営企業、一部事務組合の地方債残高の減

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模によって異なります。

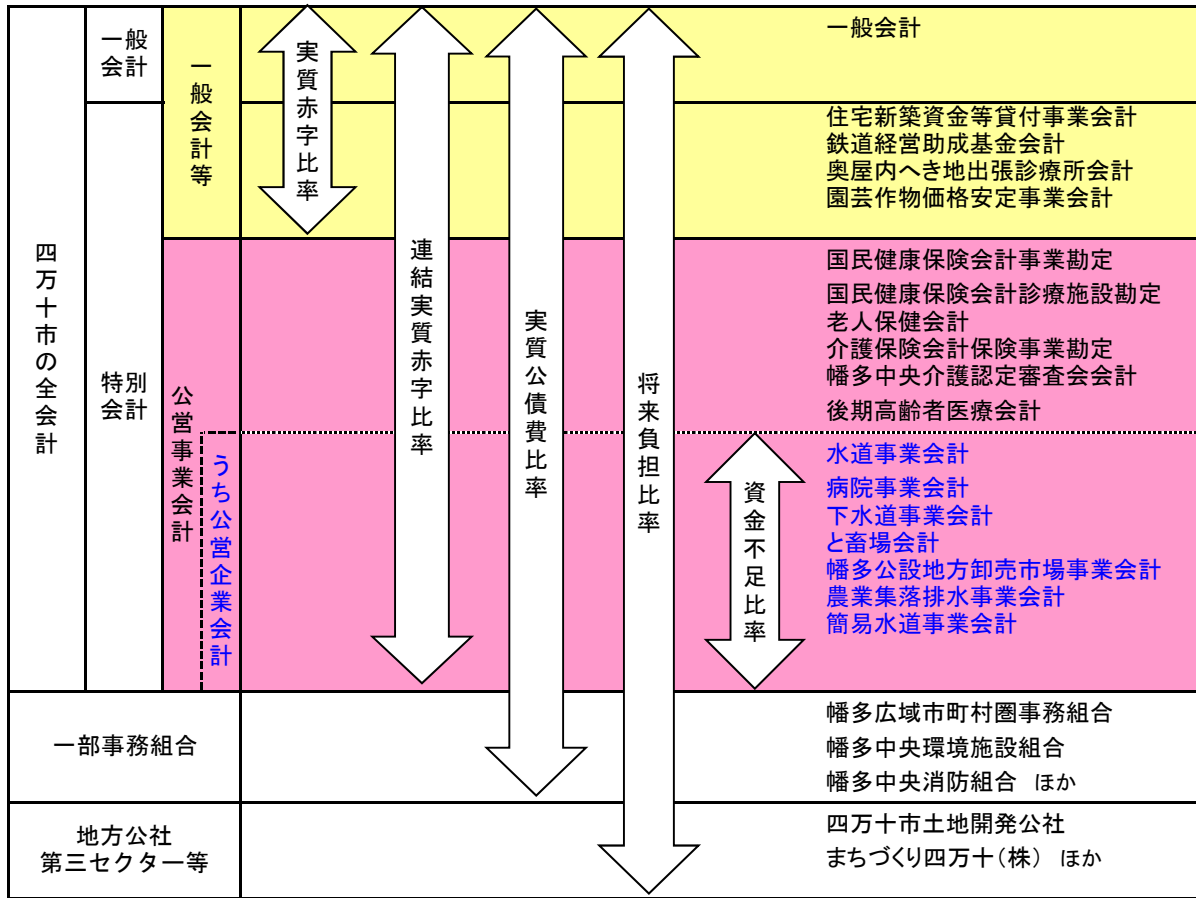
(注1) 連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過的な基準（平成20年度及び平成21年度決算に基づく比率は40%、平成22年度決算に基づく比率は35%）が設けられています。

2. 資金不足比率（⇒公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内 容	公営企業会計名	経営健全化基準	H21決算 ①	H22決算 ②	増減 ②-①	主な増減理由
資金不足比率	各公営企業会計ごとの資金不足額（赤字額）の営業収益等に対する比率	水道事業会計	20%	—	—	0.0%	
		病院事業会計	20%	—	7.2%	7.2%	一般会計からの繰入の減少など
		下水道事業会計	20%	—	—	0.0%	
		と畜場会計	20%	1.2%	—	△1.2%	一般会計からの繰入（約1千6百万円）
		幡多公設地方卸売市場事業会計	20%	—	—	0.0%	
		農業集落排水事業会計	20%	—	—	0.0%	
		簡易水道事業会計	20%	—	—	0.0%	

※ 資金不足のない会計は、「—」と表示しています。

■ 各指標の対象範囲（四万十市）



■ 判断基準を超えると

健全化判断比率の4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合	早期健全化団体	財政状況は悪化しているものの、自助努力により、まだ何とか財政健全化が可能な段階。(⇒財政健全化計画の策定と議会の議決・公表などが必要)
健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合	財政再生団体	財政状況はかなり深刻で、直ちに国の関与の下、財政の再生を確実に実行しなければならない段階。(⇒財政再生計画の策定と議会の議決・公表などが必要。また、一定条件のもと地方債の発行が制限される。)
資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合	経営健全化団体	公営企業の経営が悪化している状態。(⇒経営健全化計画の策定と議会の議決・公表などが必要)